

社保の事務説明会が労保年更の説明も兼ねてあります。ご出席を！6月の日程は地域毎に…  
6/1(金)宇佐・豊後高田、6/5(火)大分②、6/6(水)日田、6/7(木)佐伯・臼杵・津久見です。



「九州各県がい  
ずれも許可の更  
新の際に過去5  
年分の決算届を求めているので大  
分県も法令遵守の徹底を図るため  
届がないと申請を認めない事に…」

との文書が土木事務  
所で配布されていま  
す。建設業法11条

②は許可業者に毎年の営業報告(決  
算届)を義務付け、違反者には6カ  
月以下の懲役や百万円以下の罰金  
(50条①)と定めています。9年前  
には県警組織犯罪対策課  
と大分中央署が、市内の

11条(決算)  
未提出だと **更新不可!** 業法通り  
厳格に…

建設業者を業法違反容疑で逮捕し  
た事もあります。国交省の大蔵許  
可や他県の知事許可では以前から  
なされていた事で、大分県知事の  
許可に関して“始末書”や“注意喚  
起のゴム印”で御茶を濁していた事

自体が、法令遵守さ  
れていた行政  
の怠慢といえます。

許可申請関係書類は発注者保護の  
目的で誰でも閲覧できる大切な書  
類です。行政だけでなく依頼され  
て書類作成に携わる私達専門職の  
認識と説明能力も問われ  
ている事柄と言えます。



「就業規則等に関して労  
基署が調査に来ると言う  
…何を指摘されるのか不安なので  
立ち会って欲しい」とA社から依  
頼がありました。その結果は指導  
書の交付で済みましたが、法令違  
反があれば警察と  
同様、書類送検する  
権限を監督官は持  
っているので迂闊には出来ません。  
国会では裁量労働制に関する労基  
署の調査に異常値が見つかり“働き  
方改革”的に影響が出ましたが  
監督官の調査の手法にも問題が  
あったようです。労基署の調査には

対立関係？ 労基署 の「監査監督」  
協力関係？ **労基署** と「調査監督」

①労基法等に違反してい  
ないかを抜き打ちで調べ

る通常の“監査監督”と②調査質問  
項目について聞き取る“調査的監  
督”という手法があるが①を実施  
した上で②をした事がまずかった

と言います(5/16毎  
日)。①では監督官  
と事業者は対立関  
係②では調査への協力関係…とい  
うやり難さがあったという訳です。  
労基法が守られていない職種の  
一つに監督官も  
…という現実も  
背景にあります。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力を願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。  
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379